

まずはここから！

# 事業承継をはじめよう！ 【家族経営版】

## 1 事業承継とは

○農業における事業承継は、**農地・機械などの有形資産**と**技術・人脈などの無形資産**を次の経営者に引き継ぐことです。

### ポイント1

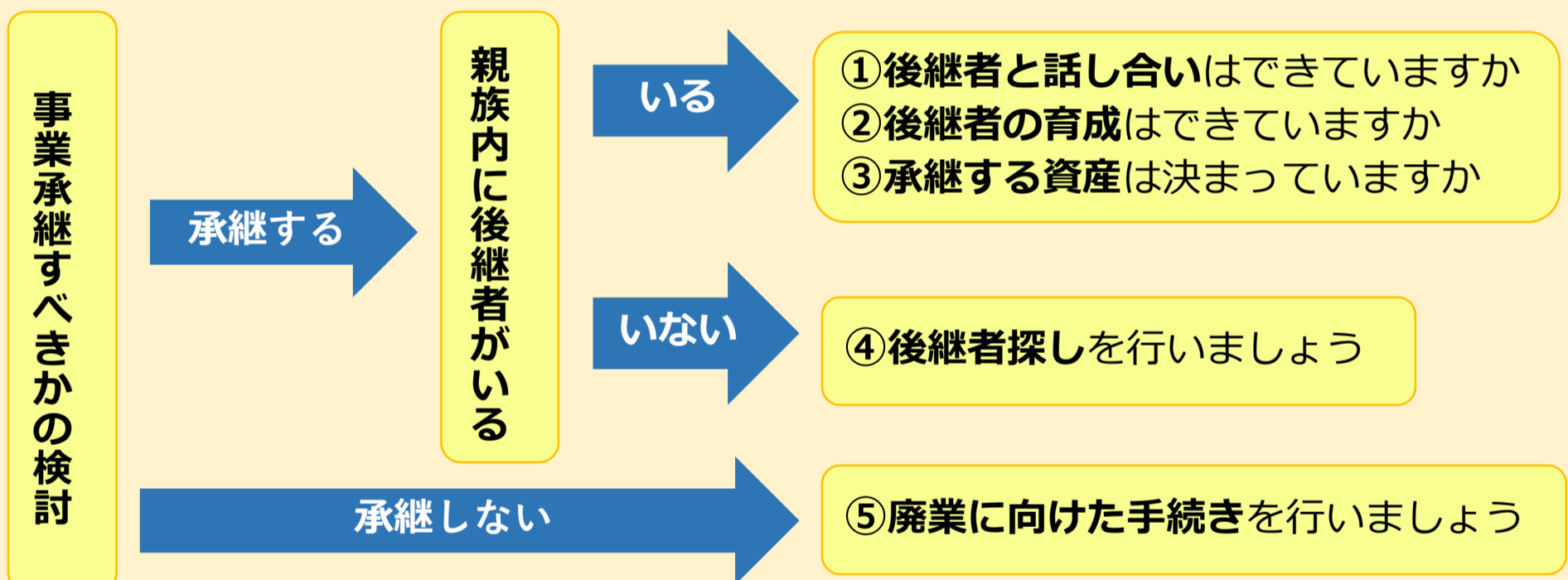
○病気等で働けなくなってからではなく、**5～10年をかけて計画的**に事業承継を進めていくことが重要です。これまで培った技術や経営に対する思いを後継者に受け継ぐには数年単位の時間がかかります。

### ポイント2

○事業承継の検討に当たり、**自分がいま何を考えるべきかはっきりさせる**ことが大切です。何からしていいかわからない場合は、**下のフローチャート**を見てみましょう！

## 2 事業承継の検討

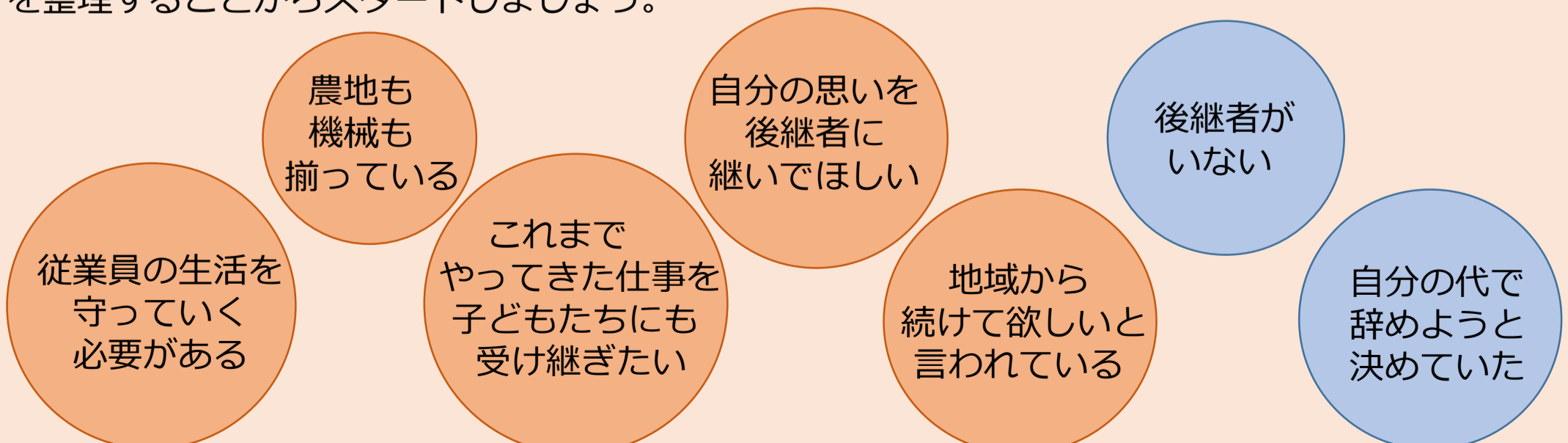
○事業承継フローチャート



※①～⑤は2ページ目で詳しく解説👉

### まずは事業承継すべきかの検討から

これまで続けてきた農業をこれからも続けていくのか、それとも終わらせるのか、自分の気持ちを整理することからスタートしましょう。



元気に働けている間が事業承継のチャンスです！

まずはここから！

# 事業承継をはじめよう！ 【家族経営版】

## 3 親族内に後継者がいる場合

### ① 後継者との話し合い

- 親子間の意思確認なしに事業承継は始まりません。
- 子どもに農業を継ぐ意思があるのかどうか、右のテーマを参考に話し合いをしてみましょう。

1対1の話し合いでは感情的になってしまう。そんな時は、**信頼できる第三者**（当事者以外の家族、農業事務所やJAの担当者、顧問の税理士や会計士など）を交えて、お互いの気持ちを正直に伝えてみましょう。

#### 話し合うテーマ

<input type="checkbox"/> 農業を継ぐ意思があるか？	<input type="checkbox"/> いつまでに承継したいか？
<input type="checkbox"/> 農業に対しての不安はなにか？	<input type="checkbox"/> 農地や機械など何を承継するか？
<input type="checkbox"/> 後継者に期待していることは？	<input type="checkbox"/> 今後の農業経営でチャレンジしたいことは何か？
<input type="checkbox"/> これまでの農業経営で誇りに思っていることは？	<input type="checkbox"/> これまでの農業経営で大変だったことは？

### ② 後継者の育成

- 後継者に資産・技術・人脈などを引き継ぐには時間がかかります。
- 準備から承継後の見守りまでを見据えると、**10年程度の時間をかけて**後継者の育成に取り組みましょう。

#### 後継者の育成項目

<input type="checkbox"/> 年間作業内容の把握	<input type="checkbox"/> 機械・資材の使い方
<input type="checkbox"/> 販売先への営業	<input type="checkbox"/> 経理・財務・労務の知識習得
<input type="checkbox"/> 従業員との関係構築	<input type="checkbox"/> 責任ある役職へ就任、権限移譲
<input type="checkbox"/> 関係者への周知	<input type="checkbox"/> 政策・制度の理解

### ③ 資産の承継

- 所有する資産や経営実態を確認し**何を承継するか**検討しましょう。

耕地面積		労働力		機械		資材購入先		資産		経営収支	
水稻	○ha	家族	○人	トラクター	○万円	肥料	○○	現金	○円	粗収益	○円
小麦	○ha	パート	○人		○年稼働	農薬	○○	借入金	○円	経営費	○円
										農業所得	○円

## 4 親族内に後継者がいない・承継しない場合

### ④ 後継者探し

- 親族内に後継者がいない場合は、**従業員や新規就農者から後継者を探していく**必要があります。
- 新たに従業員を募集したい場合は、**求人情報の掲載**を考えてみましょう。

#### 求人情報を掲載できるところ

- 公益社団法人千葉県園芸協会  
⇒『千葉県園芸協会 農業無料職業紹介事業』で検索
- 県内には無料職業紹介をしているJAもあります  
⇒お近くのJAに相談してみましょう！
- 民間農業求人サイト ⇒『千葉県 農業 求人』で検索

### ⑤ 廃業手続き

- 廃業する場合は、農地の賃貸借の解除、農機具の処分・ハウスの撤去、取引先への説明が必要になる場合があります。
- 税務署に「廃業届」を提出したり、社会保険に加入している場合は、廃止手続きを行う必要もあります。

**ちょっと待った！その廃業！！**  
その農地を必要としている人がいるかもしれません！

#### 農地中間管理機構を活用してみませんか

農地中間管理事業は「後継者がいない」などの理由で耕作できない農地を借り受け、担い手農家に貸し付ける制度です！



使わなくなった農地を誰かに貸し出したい！

そんな時は  
各市町村の農政担当課に相談してみましょう！

#### JA等の出荷部会に所属している場合

部会内には農地等を借りたい人がいるかもしれません！  
部会事務局に廃業の意向があることを伝えてみましょう。

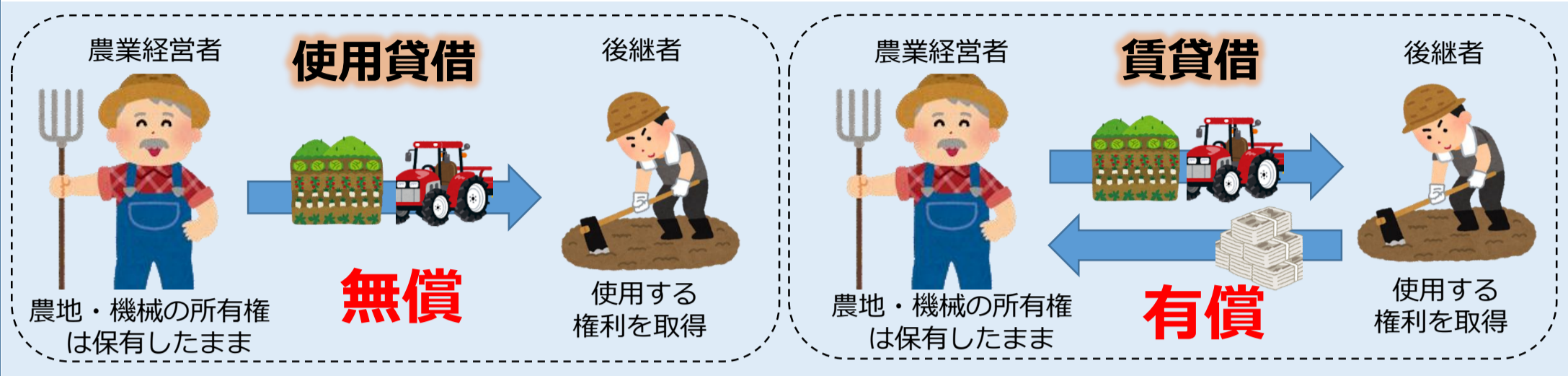
**元気に働けている間が事業承継のチャンスです！**

# 農地・機械の承継方法

将来を見越した農業経営を行っていくためには、**経営者が元気に働けている間に、資産の承継を進めることが重要**です！  
ここでは、資産の承継方法として、**使用貸借・賃貸借、贈与**による承継を中心に解説します！

## 使用貸借・賃貸借により親族に承継

○使用貸借は無償、賃貸借は有償です！



## 贈与により親族に承継

贈与を受けた人は、**贈与税がかかる場合があります**！ ※具体的な税務相談は税理士にお願いしましょう！  
贈与税の課税方法は①暦年課税と②相続時精算課税制度のどちらかを選択できます！

### ① 暦年課税



#### 【ポイント】

- 1年間(1月～12月)に受けた贈与に対して課税される
- 110万円を超えた分の贈与について贈与税が発生

➤年間110万円までは贈与を受けても税金がかからない

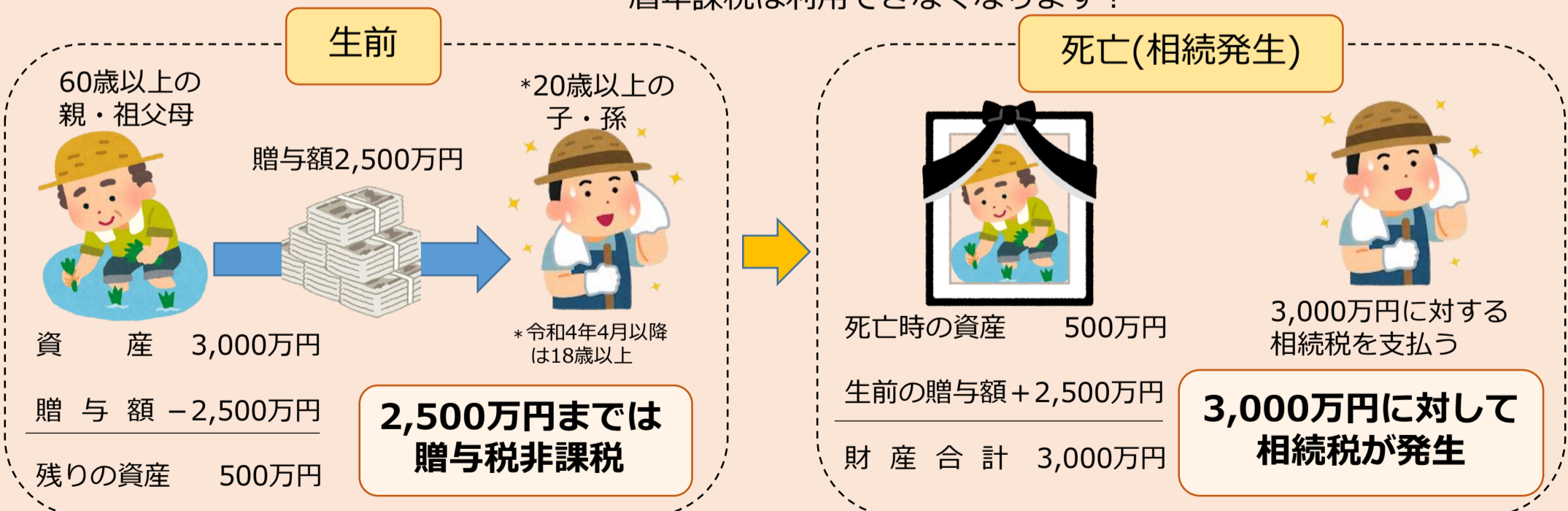
こういう方におすすめ！

➤相続開始まで時間が十分にある方

※少しずつ財産を贈与することで、将来発生する相続税を減額させることができます！

### ② 相続時精算課税制度

※一度、相続時精算課税制度を選択すると、暦年課税は利用できなくなります！



#### 【ポイント】

- 生前贈与のうち2,500万円までの贈与であれば非課税
- 2,500万円を超えた分について20%の贈与税が発生
- 贈与した財産は相続時に合算して相続税が課される

➤贈与税の負担が減る代わりに、その分の相続税が発生するイメージ

こういう方におすすめ！

➤相続税がかからない程度の財産を保有する者が、その財産を後継者に渡したい方

※相続する人が1人の場合(令和3年4月時点) 3,600万円まで相続税がかかりません。

注意点はココ！

# 事業承継における注意点

事業承継と相続の違いや、承継時の財産の取扱いには注意が必要です！

## 事業承継と相続を同一視していませんか

○事業承継は先代が元気なうちに完了させるもの、相続は先代が亡くなってから発生するもの。

事業承継



農業経営者

済  
済  
済  
後継者との話し合い  
後継者の育成  
資産の整理

準備万端



後継者

十分な準備をすることができるため  
問題を解決した上で承継ができる！

相続



農業経営者

突然親が  
亡くなってしまった

不安...



後継者

先代が亡くなって発生するため  
問題に直面することが多い！

事業承継と相続は別物です。

継いだことを後悔させないためにも、相続ではなく**事業承継**に取り組みましょう！

## 補助金を活用して取得した財産を処分する時の注意点

○財産処分とは、補助金の交付目的に反して、使用・譲渡・貸付・取り壊すこと等をいいます。

### 財産処分をしたいと思ったら

農業経営者



補助金で購入した  
トラクター



トラクターを  
譲渡したいです！

①財産処分  
承認申請

②承認

国・都道府県  
(補助金の手続きをした窓口)



譲渡して  
いいですよ！

③購入した  
機械等の譲渡

【ポイント】

○国や県の補助金を受けて整備した機械等には**処分制限期間**があります！  
購入した機械等は、期間内に許可なく譲渡や貸付、廃棄することはできません。

➤処分を行う前に、国や県から事前に承認を得ましょう！

農業用設備は7年  
r(トラクター・コンバインなど)

補助金を受けて購入した財産を処分するときは  
国や県から事前に承認を受けましょう！

※承認を得ずに処分した場合は、補助金の返還を求められることがあります

## 事業承継は早めの準備が大切です！

農業分野の事業承継に使える税制を御紹介します!

農地を贈与する際は「農地の贈与税の納税猶予制度」、機械や建物を贈与する際は「個人版事業承継税制」を利用できます!

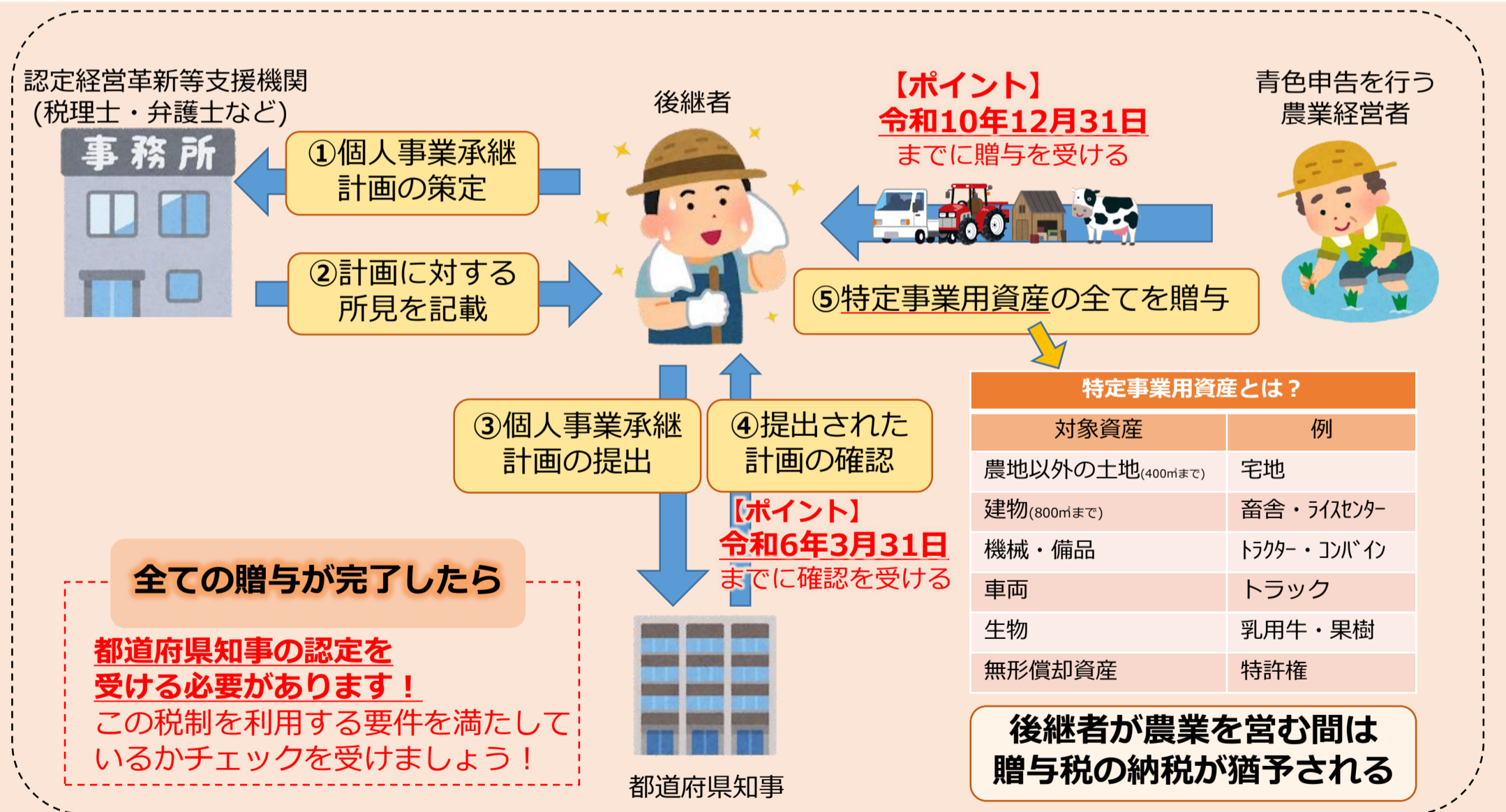
## 農地の贈与税の納税猶予制度

○贈与税を発生させずに、**農地**を承継したい(承継されたい)方向け



## 個人版事業承継税制

○贈与税を発生させずに、**農地以外の資産**を承継したい(承継されたい)方向け



### ○贈与者の主な要件

- ・贈与前の**3年間青色申告**をしていること
- ・農業の**廃業届出書**を提出していること

### ○後継者の主な要件

- ・贈与を受けた日の年齢が**20歳以上**(令和4年4月以降は18歳以上)
- ・贈与を受けた日まで**3年以上農業に従事**している
- ・贈与税の申告までに**開業届出書**を提出している
- ・**青色申告書の承認**を受けていること

こういう方におすすめ!

➤ **承継した資産を使って、農業を営み続ける予定の方**

**具体的な税務の相談は税理士にお願いしましょう!**

流れがわかる！

# 事業承継後の手続きフロー

内容	移譲者	後継者	手続き先	スケジュール	
				承継開始	翌年度
事業の廃業手続き	○		税務署	速やかに	親から子への事業承継でも手続きが必要
事業の開業手続き		○			
農地の権利移動 農地の登記	○	○	農業委員会 法務局	速やかに	農地の贈与や貸借でも手続きが必要
JA組合員名義変更 農業者年金名義変更	○	○	JA 農業委員会	速やかに	農業者年金の請求はJAまたは農業委員会へ
社会保険の廃止	○		年金事務所	5日以内	引き続き適用を受ける場合でも承継者が新たに手続きすることが必要
社会保険の開始		○			
雇用保険の廃止	○		ハローワーク	10日以内	従業員5人以上なら加入義務
雇用保険の開始		○			
労災保険の廃止	○		労働基準監督署	50日以内	従業員5人以上なら加入義務
労災保険の開始		○			
後継者の青色申告の申請		○	税務署	その年の3/15まで または2カ月以内	2カ月以内の申請が必要になるのは1月16日以降に事業承継した場合
所得税の確定申告	○	○	税務署	確定申告は翌年の2/16～3/15	2/16から3/15まで
移譲者の消費税申告	○		税務署	消費税の課税事業者であった場合	3/31まで
後継者の贈与税申告		○	税務署	農地等の贈与により贈与税が課税される場合	2/1から3/15まで
後継者の消費税申告		○	税務署	課税対象になったとき	